

# 小児がん等の治療後の 任意予防接種費用助成のお知らせ

骨髄移植その他の理由により、接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で改めて予防接種を受けるお子様に対し、当該予防接種に要する費用の一部を助成することにより、感染症の発生及びまん延の予防や子育てに係る負担の軽減を図ります。

## ◆ 接種の対象となる方（いずれにも該当する方）

- ① 再接種を受ける際に、20歳未満で西条市に住民登録がある人
- ② 骨髄移植その他の理由により、既に接種した定期接種の効果が期待できないと医師に判断されている人
- ③ 定期接種が予防接種実施規則に規定する接種回数及び接種間隔で行われている人

## ◆ 対象となる予防接種（いずれにも該当する方）

- ① 過去に受けた定期予防接種（A類疾病に係るもの）で医師が再接種の必要があると判断した予防接種
- ② 一部のワクチンには、上限年齢があります。  
BCGは4歳未満、小児肺炎球菌感染症は6歳未満、Hib感染症は10歳未満、四種混合・五種混合は15歳未満、その他の予防接種は20歳未満

## ◆ 助成金額

医療機関に支払った予防接種の費用。ただし、要綱に定める単価を上限額とする。

## ◆ 申請から予防接種を受けるまでの流れ

- ① 中央保健センターで交付申請

### 【持参物】

- ・予防接種再接種に関する医師意見書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑



- ② 審査 結果をお送りします。



- ③ 医療機関で接種



## ◆ 接種後、助成金を受けるまでの流れ

- ① 接種後に、中央保健センターで助成金交付申請

### 【持参物】

- ・領収書（各ワクチン代が分かるもの）
- ・母子健康手帳
- ・通帳（振込先の分かるもの）
- ・印鑑



- ② 審査の上、申請された口座へ振り込みます。

西条市



詳しくはこちら

【お問い合わせ・申請先】 西条市 健康医療推進課 感染症予防係（西条市中央保健センター）  
〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 総合福祉センター2F  
TEL (0897) 52-1215